

令和7年飯田市議会第4回定例会議案目次

(12月5日提出分)

- | | |
|---------|---|
| 議案第151号 | 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第152号 | 飯田市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 議案第153号 | 飯田市特別職の旅費に関する条例及び証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第154号 | 令和7年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案 |
| 議案第155号 | 令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案 |
| 議案第156号 | 令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第157号 | 令和7年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第158号 | 令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第159号 | 令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第160号 | 令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第4号）案 |
| 議案第161号 | 令和7年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第162号 | 令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第3号）案 |

議案第151号

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「次条第1項第2号」を「次条第2号」に改める。

第14条第1項中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

第18条第1項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第25条第1項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の105を乗じて得た額）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）」を加え、同条第2項中「適用については」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「「100分の60」」の次に「とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」を加える。

第27条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の125）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		

36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200				
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600				
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900				
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200				
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500				
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800				
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100				
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400				
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700				
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000				
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100					
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400					
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700					
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900					
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200					
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400					
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700	397,000					
87	266,500	306,100	356,100	397,400					
88	266,800	306,400	356,500	397,800					
89	267,100	306,700	356,700	398,200					
90	267,400	307,000	357,100	398,700					
91	267,700	307,300	357,500	399,100					
92	268,000	307,600	357,900	399,500					
93	268,300	307,800	358,100	399,800					
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600	364,600						
111		313,000	364,900						
112		313,300	365,200						
113		313,500	365,700						
114		313,700	366,100						
115		314,000	366,400						
116		314,400	366,700						
117		314,600	367,200						
118		314,800							
119		315,100							

120	315,400								
121	315,700								
122	315,900								
123	316,200								
124	316,500								
125	316,800								
定年 前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800	基準給料月額 円 409,200	基準給料月額 円 462,400

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	405,600	525,600	590,300	696,200	753,700
	2	407,900	528,300	592,300	702,300	759,500
	3	410,200	530,900	594,200	707,400	764,500
	4	412,400	533,300	596,100	712,100	768,800
	5	414,500	535,600	597,500	716,400	772,800
	6	418,000	537,800	599,200	720,700	776,200
	7	421,500	539,800	601,000	724,100	779,100
	8	424,900	541,900	602,800	727,000	781,800
	9	428,300	544,000	604,600	729,500	
	10	431,800	545,500	606,300	731,800	
	11	435,200	547,000	608,100		
	12	438,600	548,500	609,900		
	13	442,000	549,900	611,700		
	14	445,500	551,300	613,400		
	15	448,900	552,800	615,200		
	16	452,300	554,200	617,000		
	17	455,700	555,500	618,800		
	18	458,800	557,000	620,700		
	19	462,000	558,400	622,600		
	20	465,200	559,800	624,500		
	21	468,500	561,100	626,400		
	22	471,600	562,600	628,100		
	23	474,700	564,000	629,900		
	24	477,700	565,400	631,700		
	25	480,800	566,800	633,300		
	26	483,100	568,200	635,100		
	27	485,400	569,500	636,900		
	28	487,600	570,900	638,400		
	29	489,500	572,300	639,800		
	30	491,200	573,600	641,500		
	31	492,900	575,000	643,300		
	32	494,700	576,400	645,000		
	33	496,400	577,700	646,500		
	34	498,200	579,100	647,800		
	35	499,800	580,400	649,100		

36	501, 100	581, 800	650, 400		
37	502, 500	583, 200	651, 400		
38	503, 900	584, 900	652, 700		
39	505, 300	586, 500	654, 000		
40	506, 700	588, 000	655, 300		
41	508, 200	589, 600	656, 300		
42	508, 900	590, 800	657, 100		
43	509, 500	591, 900	657, 900		
44	510, 100	593, 000	658, 700		
45	510, 900	594, 000	659, 600		
46	511, 500	594, 900	660, 400		
47	512, 100	595, 800	661, 200		
48	512, 600	596, 600	661, 900		
49	513, 100	597, 300	662, 700		
50	513, 500	598, 000	663, 500		
51	514, 000	598, 700	664, 200		
52	514, 400	599, 300	665, 100		
53	514, 800	599, 900	666, 000		
54	515, 100	600, 600	666, 800		
55	515, 400	601, 200	667, 700		
56	515, 800	601, 800	668, 600		
57	516, 100	602, 100	669, 400		
58	516, 500	602, 700	670, 200		
59	516, 800	603, 300	671, 000		
60	517, 200	604, 000	671, 700		
61	517, 600	604, 400	672, 500		
62	517, 900	605, 000	673, 400		
63	518, 200	605, 700	674, 300		
64	518, 500	606, 400	675, 200		
65	518, 800	606, 800	676, 000		
66		607, 400	676, 900		
67		608, 000	677, 800		
68		608, 500	678, 700		
69		609, 000	679, 500		
70		609, 500	680, 400		
71		610, 000	681, 300		
72		610, 500	682, 200		
73		610, 900	683, 000		
74		611, 400			
75		611, 800			
76		612, 200			
77		612, 700			

	78		613, 300			
	79		613, 800			
	80		614, 200			
	81		614, 700			
	82		615, 300			
	83		615, 900			
	84		616, 400			
	85		616, 900			

(備考) この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 201,000	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300	円 372,300	円 427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600

37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700		

79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,200			
80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,700			
81	265,700	301,800	339,500	360,700	405,000			
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,500			
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,900			
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,300			
85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,700			
86		303,000	341,100	362,300				
87		303,200	341,400	362,600				
88		303,400	341,700	362,900				
89		303,800	342,000	363,300				
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300	368,200				
103		307,200	345,700	368,600				
104		307,500	345,900	369,000				
105		307,800	346,100	369,500				
106			346,400	369,900				
107			346,800	370,300				
108			347,200	370,700				
109			347,400	371,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 201,300	基準給料月額 円 227,900	基準給料月額 円 257,300	基準給料月額 円 271,300	基準給料月額 円 297,800	基準給料月額 円 340,000	基準給料月額 円 383,400

(備考) この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400	円 428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400

37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,800	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,400	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,800	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	450,400	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,900	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	451,300	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	451,800	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	452,300	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		

79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,100		
87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,600		
88	296,800	324,600	362,200	381,000	410,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700		
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200		
92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600		
93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			
106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400	391,600			
111	306,700	338,100	372,900	392,100			
112	307,000	338,400	373,300	392,600			
113	307,300	338,700	373,700	393,200			
114	307,500	339,100	374,100	393,600			
115	307,800	339,400	374,600	394,100			
116	308,000	339,700	375,100	394,600			
117	308,300	339,900	375,500	395,200			
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				

121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						

163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円 248,800	基準給料月額 円 269,700	基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 288,100	基準給料月額 円 305,100	基準給料月額 円 343,600	基準給料月額 円 389,000

(備考) この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

第2条 飯田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号ス中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第25条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の105を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）」を「100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）」に改め、同条第2項中「6月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）、12月に支給する場合においては100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）」を「100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」に改める。

別表第3アの定年前再任用短時間勤務職員の部中

「

1 主査又は技査の職務
2 主任の職務
係長補佐の職務
係長、専門主査、専門技査又は専門主任の職務

」

を

「

1 指導主事又は指導技師の職務
2 指導調理員、指導介護員、指導作業員又は指導看護補助者の職務
1 主査又は技査の職務
2 主任の職務
1 出先機関の長の職務
2 係長、専門主査、専門技査又は専門主任の職務

」

に改める。

(飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和37年飯田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第4条 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

(飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和37年飯田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、「6月に支給する場合においては」を、「100分の172.5」の次に「を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の177.5」を加える。

第6条 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、「6月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の177.5」」を「「100分の175」」に改める。

(飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	円 358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第2項中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第8条 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

第5条第2項中「「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

(飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

9 第3条の規定にかかわらず、飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年飯田市条例第 号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）第1条の規定の施行の日から令和8年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、次の給料表によるものとする。

給料表

職種	号俸	給料月額
1 保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1に定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1の1級又は2級の欄に掲げる額
2 病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のアに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のアの1級又は2級の欄に掲げる額
3 薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のイに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のイの1級又は2級の欄に掲げる額
4 保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のウに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のウの1級又は2級の欄に掲げる額

- 10 第8条及び第31条の規定にかかわらず、改正条例第1条の規定の施行の日から令和8年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の通勤手当及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、改正条例の規定による改正前の給与条例第18条第1項に規定する額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯田市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（次項において「改正後特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後議員報酬条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項において「改正後任期付研究員条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後的一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内扱)

3 改正後給与条例、改正後特別職給与条例、改正後議員報酬条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された手当、第7条の規定による改正前の飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例の規定に基づいて支給された給与、改正後特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、改正後議員報酬条例の規定に基づいて支給された手当、改正後任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与又は改正後任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

(委任)

4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第152号

飯田市職員等の旅費に関する条例の制定について

飯田市職員等の旅費に関する条例を下記のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員等の旅費に関する条例（案）

飯田市職員等の旅費に関する条例（昭和32年飯田市条例第43号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する市職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法令（条例を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）各機関の長 市長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員、農業委員会会長及び固定資産評価審査委員会委員長をいう。

（2）職員 常時勤務する一般職の職員（市長、副市長及び教育長を含む。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員で、次に掲げる者をいう。

ア 市長の事務部局の職員

イ 議会の事務部局の職員

ウ 教育委員会の事務部局の職員

エ 選挙管理委員会の事務部局の職員

オ 公平委員会の事務部局の職員

カ 監査委員の事務部局の職員

キ 農業委員会の事務部局の職員

ク 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員

（3）職務の級 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）別表第1に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者についてはこれに相当するものとして市長が規則で定める職務の級をいう。

（4）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（5）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間ににおける旅行及び外国における旅行をいう。

（6）出張 職員が公務のため一時その在勤事務所（常時勤務する在勤事務所のない場合又は各機関の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合に

は、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(7) 赴任 新たに採用された職員(各機関の長が市長と協議して必要と認めた職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員(各機関の長が市長と協議して必要と認めた職員に限る。)がその転任に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(9) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(10) 市長等 市長、副市長及び教育長並びに飯田市特別職の旅費に関する条例(昭和32年飯田市条例第44号)第1条第1項第1号から第9号まで及び第14号に規定する者をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、市長が別に定めるところによりこれをしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第10条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第7条 旅費計算上の基礎となる出発地については、全て本庁とする。

2 在勤事務所が本庁以外の場合における旅費額については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 在勤事務所から目的地までの旅費額が、本庁から目的地までの旅費額より少ないとときは、在勤事務所から目的地までの旅費額
- (2) 在勤事務所から目的地までの旅費額が、本庁から目的地までの旅費額より多いときは、在勤事務所から本庁までの鉄道賃又はその他の交通費を算出し、本庁から目的地までの旅費額に加算した額

(年度経過等による区分)

第8条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅

費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の書類又は精算に必要な資料を市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差引かなければならない。
- 5 第1項に規定する書類及び必要な資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が規則で定める。

(旅費の種目)

第10条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雜費とする。

- 2 特別の必要がある場合は、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 急行料金
 - (3) 寝台料金
 - (4) 座席指定料金
 - (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）
 - (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。
 - 3 第1項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - 4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、市長等が移動するとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき 最上級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合のその他の交通費の額は、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運

賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合におけるその他の交通費は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者（市長等にあっては、同表に規定する指定職職員等）に係る宿泊費基準額の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に規定する宿泊手当の額とする。

（渡航雑費）

第17条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が規則で定める費用の額とする。

（日額旅費）

第18条 第10条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて市長が指定するものとする。

- (1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各機関の長が市長と協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第10条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

（退職者等の旅費）

第19条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

2 各機関の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第20条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、各機関の長が市長に協議して定めるものとする。

(赴任に要する旅費)

第22条 職員の赴任に要する旅費は、第10条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及びこれに基づく命令の規定に準じて計算した額の旅費とする。ただし、当該赴任に係る特別な事情がある場合には、市長が別に定める額とする。

(旅費の調整)

第23条 各機関の長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 各機関の長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 各機関の長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各機関の長は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第25条 職員が市長等と同行を命ぜられて旅行をしたときは、この条例の規定にかかわらず、市長等の鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則若しくは命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則若しくは命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項の規定による返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯田市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後旅費条例」とい

う。) の規定は、施行日以後に改正後旅費条例第2条第5号に規定する旅行命令権者が改正後旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の飯田市職員等の旅費に関する条例(以下「改正前旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後旅費条例第2条第5号に規定する旅行命令権者が改正後旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前旅費条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後旅費条例第26条の規定は、改正後旅費条例又はこれに基づく規則若しくは命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成8年飯田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条中「飯田市職員等の旅費に関する条例(昭和32年飯田市条例第43号)」を「飯田市職員等の旅費に関する条例(令和7年飯田市条例第 号)」に改める。

(飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年飯田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「飯田市職員等の旅費に関する条例(昭和32年飯田市条例第43号)」を「飯田市職員等の旅費に関する条例(令和7年飯田市条例第 号)」に、「同条例別表」を「同条例」に、「同表に規定する行政職給料表又は医療職給料表の適用を受ける者及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者」を「行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級であるもの」に改める。

議案第153号

飯田市特別職の旅費に関する条例及び証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特別職の旅費に関する条例及び証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特別職の旅費に関する条例及び証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市特別職の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市特別職の旅費に関する条例（昭和32年飯田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（旅費の種類）

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雜費とする。

（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当及び渡航雜費）

第3条 鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当及び渡航雜費の額は、飯田市職員等の旅費に関する条例（令和7年飯田市条例第 号。以下「旅費条例」という。）に定めるところによる。

第4条を削る。

第5条（見出しを含む。）中「車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費及び宿泊費」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「条例実施」を「条例の実施」に、「あたつて」を「当たって」に、「外は飯田市職員等の旅費に関する条例」を「ほか、旅費条例」に改め、同条を第5条とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	その他の交通費		宿泊費基準額（1夜につき）
	交通機関のある場合	移動に要する費用が算定できない場合（1kmにつき）	
市議会正副議長及び議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、固定資産評価審査委員会委員、選挙長及び固定審査評価員	実費	円 37	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額の額
上記以外の特別職の職員	実費	37	省令別表第2に規定する職務の級が10級以下の者に係る宿泊費基準額の額

(証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 証人、参考人等の実費弁償等に関する条例（昭和44年飯田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

その他の交通費		宿泊費基準額（1夜につき）
交通機関のある場合	移動に要する費用が算定できない場合（1kmにつき）	
実費	円 37	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者に係る宿泊費基準額の額

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の飯田市特別職の旅費に関する条例及び証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に発せられた旅行命令等（飯田市職員等の旅費に関する条例（令和7年飯田市条例第1号）第4条第1項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に係る旅行について適用し、施行日前に発せられた旅行命令等に係る旅行については、

なお従前の例による。

令和7年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案

令和7年度飯田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,713,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
10 地方交付税	1 地方交付税
19 繰越金	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,220,000	180,000	12,400,000
12,220,000	180,000	12,400,000
668,157	9,152	677,309
668,157	9,152	677,309
57,524,332	189,152	57,713,484

歲 出

款	項
1 議會費	
	1 議會費
2 總務費	
	1 總務管理費
	2 徵稅費
	3 戶籍住民基本台帳費
	5 統計調查費
	6 監查委員費
3 民生費	
	1 社會福祉費
	2 兒童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
5 勞動費	
	1 勞動諸費
6 農林水產業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋りょう費
	3 河川費
	4 都市計畫費
	5 住宅費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
275,440	1,424	276,864
275,440	1,424	276,864
7,965,090	56,014	8,021,104
6,871,824	39,536	6,911,360
602,868	11,186	614,054
288,901	4,402	293,303
66,584	217	66,801
31,402	673	32,075
18,704,466	52,803	18,757,269
8,517,360	21,940	8,539,300
9,123,932	29,021	9,152,953
1,063,174	1,842	1,065,016
5,952,984	18,593	5,971,577
4,691,043	18,593	4,709,636
222,792	690	223,482
222,792	690	223,482
1,725,102	8,543	1,733,645
864,681	6,227	870,908
860,421	2,316	862,737
3,517,522	6,858	3,524,380
3,517,522	6,858	3,524,380
6,095,173	14,850	6,110,023
189,173	5,634	194,807
3,175,761	5,439	3,181,200
452,802	986	453,788
1,871,204	681	1,871,885
406,233	2,110	408,343

款	項
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,512,078	29,377	6,541,455
515,326	10,327	525,653
1,880,308	822	1,881,130
927,086	1,272	928,358
1,790,797	14,859	1,805,656
1,398,561	2,097	1,400,658
57,524,332	189,152	57,713,484

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,220,000	180,000	12,400,000
19 繰越金	668,157	9,152	677,309
歳入合計	57,524,332	189,152	57,713,484

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	275,440	1,424	276,864
2 総務費	7,965,090	56,014	8,021,104
3 民生費	18,704,466	52,803	18,757,269
4 衛生費	5,952,984	18,593	5,971,577
5 労働費	222,792	690	223,482
6 農林水産業費	1,725,102	8,543	1,733,645
7 商工費	3,517,522	6,858	3,524,380
8 土木費	6,095,173	14,850	6,110,023
10 教育費	6,512,078	29,377	6,541,455
歳 出 合 計	57,524,332	189,152	57,713,484

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,424
			56,014
			52,803
			18,593
			690
			8,543
			6,858
			14,850
			29,377
			189,152

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,220,000	180,000	12,400,000
1 地方交付税	12,220,000	180,000	12,400,000
1 地方交付税	12,220,000	180,000	12,400,000
19 繰越金	668,157	9,152	677,309
1 繰越金	668,157	9,152	677,309
1 繰越金	668,157	9,152	677,309
歳　　入　　合　　計	57,524,332	189,152	57,713,484

(単位:千円)

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議会費	275,440	1,424	276,864				1,424	
1 議会費	275,440	1,424	276,864				1,424	
1 議会費	275,440	1,424	276,864				1,424	
							1,424	
2 総務費	7,965,090	56,014	8,021,104				56,014	
1 総務管理費	6,871,824	39,536	6,911,360				39,536	
1 総務管理費	1,777,354	39,536	1,816,890				39,536	
							39,536	
2 徴税費	602,868	11,186	614,054				11,186	
1 税課総務費	340,525	11,186	351,711				11,186	
							11,186	
3 戸籍住民基本台帳費	288,901	4,402	293,303				4,402	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	796	01人件費 1,424 02事務局職員人件費 1,424 2 給料 796 一般職給 796
3 職員手当等	535	3 職員手当等 535 時間外勤務手当 73 期末手当 242 勤勉手当 220
4 共済費	93	4 共済費 93 市町村共済負担金 93
2 給料	21,953	01人件費 39,536 01人件費 39,536 2 給料 21,953 一般職給 21,953
3 職員手当等	15,087	3 職員手当等 15,087 時間外勤務手当 2,597 期末手当 6,540 期末手当（特別職） 118 勤勉手当 5,832
4 共済費	2,496	4 共済費 2,496 市町村共済負担金 2,488 市町村共済負担金（特別職） 8
2 給料	6,454	01人件費 11,186 01人件費 11,186 2 給料 6,454 一般職給 6,454
3 職員手当等	4,058	3 職員手当等 4,058 時間外勤務手当 674 期末手当 1,811 勤勉手当 1,573
4 共済費	674	4 共済費 674 市町村共済負担金 674

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
2	3	1 戸籍住民基本台帳費	240,958	4,402	245,360				4,402
						4,402			
5 統計調査費		66,584	217	66,801				217	
1 統計調査総務費		12,346	217	12,563				217	
								217	
6 監査委員費		31,402	673	32,075				673	
1 監査委員費		31,402	673	32,075				673	
								673	
3 民生費		18,704,466	52,803	18,757,269				52,803	
1 社会福祉費		8,517,360	21,940	8,539,300				21,940	
1 社会福祉総務費		399,408	5,166	404,574				5,166	
								5,166	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	2,639	01人件費 4,402 01人件費 4,402 2 給料 2,639
3 職員手当等	1,506	3 職員手当等 1,506 時間外勤務手当 208 期末手当 700 勤勉手当 598
4 共済費	257	4 共済費 257 市町村共済負担金 257
2 給料	114	01人件費 217 01人件費 217 2 給料 114
3 職員手当等	89	3 職員手当等 89 時間外勤務手当 19 期末手当 37 勤勉手当 33
4 共済費	14	4 共済費 14 市町村共済負担金 14
2 給料	383	01人件費 673 01人件費 673 2 給料 383
3 職員手当等	243	3 職員手当等 243 時間外勤務手当 12 期末手当 123 勤勉手当 108
4 共済費	47	4 共済費 47 市町村共済負担金 47
2 給料	2,936	01人件費 5,166 01人件費 5,166 2 給料 2,936
3 職員手当等	1,898	3 職員手当等 2,936 時間外勤務手当 1,898
4 共済費	332	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
3 1 1								
4 老人福祉費	2,669,177	15,117	2,684,294				15,117	
							3,048	
							12,069	
7 医療費給付費	2,322,514	704	2,323,218				704	
							704	
9 重層的支援体制整備事業費	547,340	953	548,293				953	
							953	
2 児童福祉費	9,123,932	29,021	9,152,953				29,021	
1 児童福祉総務費	141,930	3,130	145,060				3,130	
							3,130	
4 児童発達支援センター費	214,771	3,771	218,542				3,771	
							3,771	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 866 勤勉手当 792 4 共済費 332 市町村共済負担金 332
27 繰出金	15,117	12介護保険関係事業費 3,048 01介護保険特別会計繰出金 3,048 27 繰出金 3,048 介護保険特別会計繰出金 3,048
		17介護老人保健施設事業特別会計繰出金 12,069 01介護老人保健施設事業特別会計繰出金 12,069 27 繰出金 12,069 介護老人保健施設事業特別会計繰出金 12,069
27 繰出金	704	17後期高齢者医療関係一般経費 704 02後期高齢者医療特別会計繰出金 704 27 繰出金 704 後期高齢者医療特別会計繰出金 704
2 納入料	526	01人件費 953 01人件費 953
3 職員手当等	362	2 納入料 526 一般職給 526
4 共済費	65	3 職員手当等 362 時間外勤務手当 39 期末手当 170 勤勉手当 153 4 共済費 65 市町村共済負担金 65
2 納入料	1,801	01人件費 3,130 01人件費 3,130
3 職員手当等	1,132	2 納入料 1,801 一般職給 1,801
4 共済費	197	3 職員手当等 1,132 時間外勤務手当 151 期末手当 524 勤勉手当 457 4 共済費 197 市町村共済負担金 197
2 納入料	2,174	01人件費 3,771 01人件費 3,771 2 納入料 2,174

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 2 4							
6 公立認定こども園費	1,477,614	19,450	1,497,064				19,450
							19,450
8 地域子育て支援費	119,090	2,670	121,760				2,670
							2,670
3 生活保護費	1,063,174	1,842	1,065,016				1,842
1 生活保護費	845,481	1,167	846,648				1,167
							1,167
2 福祉企業センター費	217,693	675	218,368				675
							232

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,361	一般職給 2,174 3 職員手当等 1,361 時間外勤務手当 185 期末手当 627 勤勉手当 549 4 共済費 236 市町村共済負担金 236
4 共済費	236	
2 給料	11,484	01人件費 19,450 01認定こども園人件費 19,450 2 給料 11,484 一般職給 11,484
3 職員手当等	6,769	3 職員手当等 6,769 時間外勤務手当 792 期末手当 3,172 勤勉手当 2,805
4 共済費	1,197	4 共済費 1,197 市町村共済負担金 1,197
2 給料	1,526	01人件費 2,670 01人件費 2,670 2 給料 1,526 一般職給 1,526
3 職員手当等	974	3 職員手当等 974 時間外勤務手当 126 期末手当 452 勤勉手当 396
4 共済費	170	4 共済費 170 市町村共済負担金 170
2 給料	672	01人件費 1,167 01人件費 1,167 2 給料 672 一般職給 672
3 職員手当等	434	3 職員手当等 434 時間外勤務手当 131 期末手当 161 勤勉手当 142
4 共済費	61	4 共済費 61 市町村共済負担金 61
2 給料	375	10今宮福祉企業センター人件費 232 01今宮福祉企業センター人件費 232 2 給料 126 一般職給 126
3 職員手当等	257	3 職員手当等 90

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
3	3	2						443	
4	衛生費	5,952,984	18,593	5,971,577				18,593	
1	保健衛生費	4,691,043	18,593	4,709,636				18,593	
1	保健衛生総務費	2,721,280	18,593	2,739,873				18,593	
								6,613	
								9,410	
								2,570	
5	労働費	222,792	690	223,482				690	
1	労働諸費	222,792	690	223,482				690	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	43	時間外勤務手当 12 期末手当 41 勤勉手当 37 4 共済費 16 市町村共済負担金 16
		14鼎福祉企業センター人件費 443
		01鼎福祉企業センター人件費 443
		2 納入料 249
		一般職給 249
		3 職員手当等 167
		時間外勤務手当 36
		期末手当 70
		勤勉手当 61
		4 共済費 27
		市町村共済負担金 27
2 納入料	9,275	01人件費 16,023
3 職員手当等	5,763	01人件費 6,613
4 共済費	985	2 納入料 3,579
27 繰出金	2,570	一般職給 3,579
		3 職員手当等 2,628
		時間外勤務手当 508
		期末手当 1,115
		勤勉手当 1,005
		4 共済費 406
		市町村共済負担金 406
		02保健施設人件費 9,410
		2 紳士料 5,696
		一般職給 5,696
		3 職員手当等 3,135
		時間外勤務手当 247
		期末手当 1,547
		勤勉手当 1,341
		4 共済費 579
		市町村共済負担金 579
		19国民健康保険特別会計繰出金 2,570
		01国民健康保険特別会計繰出金 2,570
		27 繰出金 2,570
		事業勘定繰出金 2,570

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	1	1 労働諸費	176,178	690	176,868			690
								690
6	農林水產業費	1,725,102	8,543	1,733,645				8,543
1	農業費	864,681	6,227	870,908				6,227
2	農業総務費	195,478	4,856	200,334				4,856
								4,856
7	農地費	322,542	937	323,479				937
								937
9	国土調査事業費	37,002	434	37,436				434
								434

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	396	01人件費 690 01人件費 690 2 給料 396 一般職給 396
3 職員手当等	249	3 職員手当等 249 時間外勤務手当 25 期末手当 120 勤勉手当 104
4 共済費	45	4 共済費 45 市町村共済負担金 45
2 給料	2,702	01人件費 4,856 01人件費 4,856 2 給料 2,702 一般職給 2,702
3 職員手当等	1,848	3 職員手当等 1,848 時間外勤務手当 291 期末手当 817 勤勉手当 740
4 共済費	306	4 共済費 306 市町村共済負担金 306
2 給料	521	01人件費 937 01人件費 937 2 給料 521 一般職給 521
3 職員手当等	364	3 職員手当等 364 時間外勤務手当 105 期末手当 137 勤勉手当 122
4 共済費	52	4 共済費 52 市町村共済負担金 52
2 給料	244	01人件費 434 01人件費 434 2 給料 244 一般職給 244
3 職員手当等	160	3 職員手当等 160 時間外勤務手当 9 期末手当 80 勤勉手当 71
4 共済費	30	4 共済費 30 市町村共済負担金 30

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 2 林業費	860,421	2,316	862,737				2,316
1 林業総務費	76,844	2,316	79,160				2,316
							2,316
7 商工費	3,517,522	6,858	3,524,380				6,858
1 商工費	3,517,522	6,858	3,524,380				6,858
1 商工総務費	270,601	6,858	277,459				6,858
							6,609
							249
8 土木費	6,095,173	14,850	6,110,023				14,850
1 土木管理費	189,173	5,634	194,807				5,634
1 土木総務費	189,173	5,634	194,807				5,634
							5,634

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入金	1,288	01 人件費 2,316 01 人件費 2,316 2 納入金 1,288 一般職給 1,288 3 職員手当等 881 3 職員手当等 881 時間外勤務手当 148 期末手当 389 勤勉手当 344 4 共済費 147 市町村共済負担金 147
3 職員手当等	881	
4 共済費	147	
2 納入金	3,588	01 人件費 6,609 01 人件費 6,609 2 納入金 3,588 一般職給 3,588 3 職員手当等 2,619 3 職員手当等 2,619 時間外勤務手当 612 期末手当 1,071 勤勉手当 936 4 共済費 402 市町村共済負担金 402
3 職員手当等	2,619	
4 共済費	402	
27 繰出金	249	11 地方卸売市場事業特別会計繰出金 249 01 地方卸売市場事業特別会計繰出金 249 27 繰出金 249 地方卸売市場事業特別会計繰出金 249
2 納入金	3,317	01 人件費 5,634 01 人件費 5,634 2 納入金 3,317 一般職給 3,317 3 職員手当等 1,950 3 職員手当等 1,950 時間外勤務手当 121 期末手当 964 勤勉手当 865 4 共済費 367 市町村共済負担金 367
3 職員手当等	1,950	
4 共済費	367	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 2 道路橋りょう費	3,175,761	5,439	3,181,200				5,439
1 道路橋りょう総務費	177,074	3,110	180,184				3,110
							3,110
3 道路新設改良費	1,930,038	2,329	1,932,367				2,329
							2,329
3 河川費	452,802	986	453,788				986
3 河川改修費	412,084	986	413,070				986
							986
4 都市計画費	1,871,204	681	1,871,885				681
5 公園費	248,149	681	248,830				681
							681

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入金	1,722	01人件費 3,110 01人件費 3,110 2 納入金 1,722 一般職給 1,722
3 職員手当等	1,193	3 職員手当等 1,193 時間外勤務手当 192 期末手当 533 勤勉手当 468
4 共済費	195	4 共済費 195 市町村共済負担金 195
2 納入金	1,321	01人件費 2,329 01人件費 2,329 2 納入金 1,321 一般職給 1,321
3 職員手当等	864	3 職員手当等 864 時間外勤務手当 147 期末手当 381 勤勉手当 336
4 共済費	144	4 共済費 144 市町村共済負担金 144
2 納入金	537	01人件費 986 01人件費 986 2 納入金 537 一般職給 537
3 職員手当等	400	3 職員手当等 400 時間外勤務手当 155 期末手当 130 勤勉手当 115
4 共済費	49	4 共済費 49 市町村共済負担金 49
2 納入金	375	01人件費 681 01人件費 681 2 納入金 375 一般職給 375
3 職員手当等	264	3 職員手当等 264 時間外勤務手当 55 期末手当 111 勤勉手当 98
4 共済費	42	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地 方 債	
8	4	5						
		5 住宅費	406,233	2,110	408,343			2,110
		1 住宅管理費	111,077	480	111,557			480
								480
		2 建築指導費	33,364	1,157	34,521			1,157
								1,157
		3 住宅建設費	261,792	473	262,265			473
								473
10		教育費	6,512,078	29,377	6,541,455			29,377
		1 教育総務費	515,326	10,327	525,653			10,327
		2 事務局費	497,955	10,327	508,282			10,327
								10,327

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		4 共済費 市町村共済負担金 42
2 給料	264	01人件費 01人件費 480 2 給料 480 一般職給 264
3 職員手当等	183	3 職員手当等 183 時間外勤務手当 20 期末手当 87 勤勉手当 76
4 共済費	33	4 共済費 市町村共済負担金 33
2 給料	663	01人件費 01人件費 1,157 2 給料 1,157 一般職給 663
3 職員手当等	426	3 職員手当等 426 時間外勤務手当 87 期末手当 180 勤勉手当 159
4 共済費	68	4 共済費 市町村共済負担金 68
2 給料	257	01人件費 01人件費 473 2 給料 473 一般職給 257
3 職員手当等	187	3 職員手当等 187 時間外勤務手当 46 期末手当 75 勤勉手当 66
4 共済費	29	4 共済費 市町村共済負担金 29
2 給料	5,697	01人件費 01人件費 10,327 2 給料 10,327 一般職給 5,697
3 職員手当等	3,968	3 職員手当等 5,697 時間外勤務手当 3,968
4 共済費	662	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 1 2							
2 小学校費	1,880,308	822	1,881,130				822
1 小学校管理費	437,260	822	438,082				822
							822
3 中学校費	927,086	1,272	928,358				1,272
1 中学校管理費	289,253	1,272	290,525				1,272
							1,272
5 社会教育費	1,790,797	14,859	1,805,656				14,859
4 公民館費	547,548	5,879	553,427				5,879
							5,879
5 図書館費	282,793	2,928	285,721				2,928
							2,928

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 1,732 期末手当（特別職） 47 勤勉手当 1,558 4 共済費 662 市町村共済負担金 659 市町村共済負担金（特別職） 3
2 給料	479	01人件費 822 01人件費 822 2 給料 479 一般職給 479 3 職員手当等 287 3 職員手当等 287 時間外勤務手当 10 期末手当 146 勤勉手当 131 4 共済費 56 市町村共済負担金 56
2 給料	734	01人件費 1,272 01人件費 1,272 2 給料 734 一般職給 734 3 職員手当等 456 3 職員手当等 456 時間外勤務手当 47 期末手当 220 勤勉手当 189 4 共済費 82 市町村共済負担金 82
2 給料	3,120	01人件費 5,879 01人件費 5,879 2 給料 3,120 一般職給 3,120 3 職員手当等 2,435 3 職員手当等 2,435 時間外勤務手当 802 期末手当 870 勤勉手当 763 4 共済費 324 市町村共済負担金 324
2 給料	1,705	01人件費 2,928 01人件費 2,928

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

款項目			補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
10	5	5					
	6 美術博物館費	279,586	2,080	281,666			2,080
							2,080
	7 文化会館費	397,133	2,652	399,785			2,652
							2,652
	8 歴史研究所費	77,305	1,320	78,625			1,320
							1,320
	6 保健体育費	1,398,561	2,097	1,400,658			2,097
	4 学校給食費	607,356	2,097	609,453			2,097
							2,097

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,048	2 納料 一般職給 1,705 3 職員手当等 1,705 1,048
4 共済費	175	時間外勤務手当 176 期末手当 455 勤勉手当 417 4 共済費 175 市町村共済負担金 175
2 納料	1,152	01 人件費 2,080 01 人件費 2,080
3 職員手当等	795	2 納料 1,152 一般職給 1,152 3 職員手当等 795 時間外勤務手当 132 期末手当 352 勤勉手当 311 4 共済費 133 市町村共済負担金 133
4 共済費	133	
2 納料	1,415	01 人件費 2,652 01 人件費 2,652
3 職員手当等	1,071	2 納料 1,415 一般職給 1,415 3 職員手当等 1,071 時間外勤務手当 243 期末手当 440 勤勉手当 388 4 共済費 166 市町村共済負担金 166
4 共済費	166	
2 納料	785	01 人件費 1,320 01 人件費 1,320
3 職員手当等	449	2 納料 785 一般職給 785 3 職員手当等 449 時間外勤務手当 19 期末手当 288 勤勉手当 142 4 共済費 86 市町村共済負担金 86
4 共済費	86	
2 納料	1,267	01 人件費 2,097 01 人件費 2,097
3 職員手当等	704	2 納料 1,267 一般職給 1,267

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
						特 定 財 源				
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10	6	4								
歳 出 合 計			57,524,332	189,152	57,713,484				189,152	

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	126	3 職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 市町村共済負担金
		704 74 337 293 126 126

附表

補正予算給与費明細書

1 特別職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	人数	給与費					共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	その他 の手当	計		
補正後	長等	3	28,248	11,536		39,784	7,195	46,979
	議員	23	113,784	46,747		160,531	30,740	191,271
	その他 特別職	86	42,652			42,652		42,652
	計	112	156,436	28,248	58,283	242,967	37,935	280,902
補正前	長等	3	28,248	11,371		39,619	7,184	46,803
	議員	23	113,784	46,747		160,531	30,740	191,271
	その他 特別職	86	42,652			42,652		42,652
	計	112	156,436	28,248	58,118	242,802	37,924	280,726
比較	長等	0	0	165	0	165	11	176
	議員	0	0	0		0	0	0
	その他 特別職	0	0			0		0
	計	0	0	165	0	165	11	176

(2) 特別職報酬等

(単位:円)

区分	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員	期末手当
補正後	925,000	760,000	669,000	499,000	436,000	407,000	3.50月分
補正前	925,000	760,000	669,000	499,000	436,000	407,000	3.45月分

2 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	749	3,088,598	1,882,504	4,971,102	1,007,138	5,978,240
補正前	767	2,991,941	1,819,400	4,811,341	996,563	5,807,904
比較	△ 18	96,657	63,104	159,761	10,575	170,336

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	338,724	715,323	612,109
補正前	328,527	687,210	587,315	
比較	10,197	28,113	24,794	

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	96,657	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 3.31 %
職員手当	63,104	給与改定に伴う増加分	63,104	令和7年人事院勧告による改定 (5)時間外勤務手当 10,197 (9)期末手当 28,113 (10)勤勉手当 24,794	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.25→1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.05→1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

ウ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.100月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和 7 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 7 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,570 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,180,410 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

事業勘定

歳 入

款	項
5 繰入金	1 他会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
704,824	2,570	707,394
561,598	2,570	564,168
8,177,840	2,570	8,180,410

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
151,088	2,570	153,658
133,595	2,570	136,165
8,177,840	2,570	8,180,410

事業勘定

1 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	704,824	2,570	707,394
歳入合計	8,177,840	2,570	8,180,410

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	151,088	2,570	153,658
歳 出 合 計	8,177,840	2,570	8,180,410

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2,570	0
		2,570	0

事業勘定

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	704,824	2,570	707,394
1 他会計繰入金	561,598	2,570	564,168
1 一般会計繰入金	561,598	2,570	564,168
歳 入 合 計	8,177,840	2,570	8,180,410

(単位:千円)

節		說明
區分	金額	
2 職員給与費等繰入金	2,570	職員給与費等繰入金 2,570

事業勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	151,088	2,570	153,658			2,570	0
1 総務管理費	133,595	2,570	136,165			2,570	0
1 一般管理費	130,286	2,570	132,856			2,570	0
						2,570	0
				(継)職員給与費等繰入金		2,570	
歳 出 合 計	8,177,840	2,570	8,180,410			2,570	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	1,513	01人件費 01人件費 2 納入料 一般職給
3 職員手当等	901	3 職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当
4 共済費	156	4 共済費 市町村共済負担金

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	12	44,448	24,352	68,800	14,763	83,563
補正前	12	42,935	23,451	66,386	14,607	80,993
比較	0	1,513	901	2,414	156	2,570

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	3,625	10,185	8,600
	補正前	3,500	9,771	8,238
	比較	125	414	362

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	1,513	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 3.56 %
職員手当	901	給与改定に伴う増加分	901	(4) 時間外勤務手当 125 (5) 期末手当 414 (6) 勤勉手当 362	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.25→ 1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.05→ 1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和 7 年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 7 年度飯田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 704 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,810,224 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
350,409	704	351,113
350,409	704	351,113
1,809,520	704	1,810,224

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
43,848	704	44,552
30,167	704	30,871
1,809,520	704	1,810,224

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	350,409	704	351,113
歳入合計	1,809,520	704	1,810,224

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	43,848	704	44,552
歳 出 合 計	1,809,520	704	1,810,224

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		704	0
		704	0

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	350,409	704	351,113
1 一般会計繰入金	350,409	704	351,113
1 事務費繰入金	39,427	704	40,131
歳　入　合　計	1,809,520	704	1,810,224

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 事務費繰入金	704	事務費繰入金	704

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	43,848	704	44,552			704	0
1 総務管理費	30,167	704	30,871			704	0
1 総務管理費	30,167	704	30,871			704	0
				(継)事務費繰入金		704	
歳 出 合 計	1,809,520	704	1,810,224			704	0

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 紙料	434	01 人件費 01 人件費 2 紙料 一般職給
3 職員手当等	235	3 職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当
4 共済費	35	4 共済費 市町村共済負担金

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	3	12,967	6,042	19,009	3,675	22,684
補正前	4	12,533	5,807	18,340	3,640	21,980
比較	△ 1	434	235	669	35	704

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	835	2,627	2,180
	補正前	800	2,521	2,086
	比較	35	106	94

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	434	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 4.30 %
職員手当	235	給与改定に伴う増加分	235	(3) 時間外勤務手当 35 (4) 期末手当 106 (5) 勤勉手当 94	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.25→ 1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.05→ 1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和 7 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 7 年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,048 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,856,921 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
7 繰入金	1 一般会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,810,265	3,048	1,813,313
1,721,224	3,048	1,724,272
11,853,873	3,048	11,856,921

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
248,095	3,048	251,143
128,656	3,048	131,704
11,853,873	3,048	11,856,921

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,810,265	3,048	1,813,313
歳入合計	11,853,873	3,048	11,856,921

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	248,095	3,048	251,143
歳 出 合 計	11,853,873	3,048	11,856,921

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3,048	0
		3,048	0

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,810,265	3,048	1,813,313
1 一般会計繰入金	1,721,224	3,048	1,724,272
4 その他一般会計繰入金	235,612	3,048	238,660
歳　　入　　合　　計	11,853,873	3,048	11,856,921

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	3,048	職員給与費等繰入金 3,048

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	248,095	3,048	251,143			3,048	0
1 総務管理費	128,656	3,048	131,704			3,048	0
1 一般管理費	128,536	3,048	131,584			3,048	0
						3,048	0
				(継)職員給与費等繰入金		3,048	
歳 出 合 計	11,853,873	3,048	11,856,921			3,048	0

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	1,756	01 人件費 01 人件費 2 納入料 一般職給
3 職員手当等	1,094	3 職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当
4 共済費	198	4 共済費 市町村共済負担金

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	14	57,281	29,046	86,327	17,606	103,933
補正前	15	55,525	27,952	83,477	17,408	100,885
比較	△ 1	1,756	1,094	2,850	198	3,048

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	3,408	12,840	10,941
	補正前	3,300	12,316	10,479
	比較	108	524	462

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	1,756	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 3.25 %
職員手当	1,094	給与改定に伴う増加分	1,094	令和7年人事院勧告による改定 (3) 時間外勤務手当 108 (4) 期末手当 524 (5) 勤勉手当 462	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.25→ 1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.05→ 1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和 7 年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 7 年度飯田市の地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,627 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 繰入金	1 他会計繰入金
歳 入 合 計	市場補2

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,162	249	10,411
10,062	249	10,311
19,378	249	19,627

歲 出

款	項
1 卸売市場費	1 卸売市場費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
18,260	249	18,509
18,260	249	18,509
19,378	249	19,627

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金	10,162	249	10,411
歳 入 合 計	19,378	249	19,627

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場費	18,260	249	18,509
歳 出 合 計	19,378	249	19,627

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		249	0
		249	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	10,162	249	10,411
1 他会計繰入金	10,062	249	10,311
1 一般会計繰入金	10,062	249	10,311
歳　入　合　計	19,378	249	19,627

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	249	一般会計繰入金	249

3 歳 出

(款) 1 卸売市場費

(項) 1 卸売市場費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 卸売市場費	18,260	249	18,509			249	0		
1 卸売市場費	18,260	249	18,509			249	0		
1 総務管理費	18,260	249	18,509			249	0		
						249	0		
				(継)一般会計繰入金			249		
歳 出 合 計	19,378	249	19,627			249	0		

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	129	01 人件費 01 人件費 2 納入料 一般納入 3 職員手当等 4 共済費
3 職員手当等	104	129 129 104 25 42 37 16
4 共済費	16	16

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	1	4,360	3,264	7,624	1,535	9,159
補正前	1	4,231	3,160	7,391	1,519	8,910
比較	0	129	104	233	16	249

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	825	1,084	890
	補正前	800	1,042	853
	比較	25	42	37

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	129	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 3.04 %
職員手当	104	給与改定に伴う増加分	104	(3) 時間外勤務手当 25 (4) 期末手当 42 (5) 勤勉手当 37	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.25→ 1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.05→ 1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和 7 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）案

令和 7 年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,069 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 847,015 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 繰入金	1 他会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
203,222	12,069	215,291
203,222	12,069	215,291
834,946	12,069	847,015

歲 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
833,694	12,069	845,763
833,694	12,069	845,763
834,946	12,069	847,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	203,222	12,069	215,291
歳入合計	834,946	12,069	847,015

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	833,694	12,069	845,763
歳 出 合 計	834,946	12,069	847,015

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		12,069	0
		12,069	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	203,222	12,069	215,291
1 他会計繰入金	203,222	12,069	215,291
1 一般会計繰入金	203,222	12,069	215,291
歳　　入　　合　　計	834,946	12,069	847,015

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	12,069	一般会計繰入金 12,069

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費

(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	833,694	12,069	845,763			12,069	0
1 介護老人保健施設費	833,694	12,069	845,763			12,069	0
1 介護老人保健施設 管理費	750,975	12,069	763,044			12,069	0
						12,069	0
				(継)一般会計繰入金		12,069	
歳 出 合 計	834,946	12,069	847,015			12,069	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	7,161	01人件費 01人件費 2 納入料 一般職給
3 職員手当等	4,132	3 職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当
4 共済費	776	4 共済費 市町村共済負担金

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	58	241,915	137,780	379,695	78,447	458,142
補正前	58	234,754	133,648	368,402	77,671	446,073
比較	0	7,161	4,132	11,293	776	12,069

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
		補正後	56,090	47,531
	補正前	54,032	45,714	
	比較	2,058	1,817	

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	7,161	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率 3.25 %
職員手当	4,132	給与改定に伴う増加分		令和7年人事院勧告による改定 (7)時間外勤務手当 257 (5)期末手当 2,058 (6)勤勉手当 1,817	給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.25→ 1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.05→ 1.075)

(2) 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
国の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第4号）案

第1条 令和7年度飯田市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定期額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	支 出	
				支	出
第1款 病院事業費用	15,752,900千円	192,333千円	15,945,233千円		
第1項 医業費用	15,590,360千円	192,333千円	15,782,693千円		

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	8,460,083千円	192,333千円	8,652,416千円

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤健

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益的支出
支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 病院事業費用			15,752,900	192,333	15,945,233	
	1 医業費用		15,590,360	192,333	15,782,693	
		1 給与費	8,525,543	192,333	8,717,876	

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第4号）予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分	補正前の額	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円	千円	千円
当年度純利益	△ 938,576	△ 192,333	△ 1,130,909
引当金の増減額	267,478	27,358	294,836
小計	196,687	△ 164,975	31,712
業務活動によるキャッシュ・フロー	172,639	△ 164,975	7,664
資金増加額	△ 604,001	△ 164,975	△ 768,976
資金期末残高	3,775,650	△ 164,975	3,610,675

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第4号）給与費明細書

1 総括

（1）常勤の職員

（単位：千円）

区分		職員数(人)	給与費				法定福利費	合計
			特別職	一般職	報酬	給料		
補正後	損益勘定支弁職員	755		44	3,193,882	2,881,806	6,075,732	1,095,792 7,171,524
	資本勘定支弁職員							
	合 計	755		44	3,193,882	2,881,806	6,075,732	1,095,792 7,171,524
補正前	損益勘定支弁職員	755		44	3,092,389	2,805,244	5,897,677	1,081,514 6,979,191
	資本勘定支弁職員							
	合 計	755		44	3,092,389	2,805,244	5,897,677	1,081,514 6,979,191
比較	損益勘定支弁職員	0		0	101,493	76,562	178,055	14,278 192,333
	資本勘定支弁職員							
	合 計	0		0	101,493	76,562	178,055	14,278 192,333

手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	賞与引当金繰入額
	補正後	492,583	413,810	474,210
	補正前	464,128	388,761	451,152
	比較	28,455	25,049	23,058

（2）（1）に係る給料及び手当の増減額の明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	101,493	給与改定に伴う 増加分	101,493 令和7年人事院勧告による改定 101,493 (平均改定率3.3%)	実質改定率3.20%
手当	76,562	給与改定に伴う 増加分	76,562 令和7年人事院勧告による改定 (10)期末手当 28,455 (11)勤勉手当 25,049 (12)賞与引当金繰入額 23,058	給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.250→1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ(1.050→1.075) 給与改定によるはね返り分及び 次年度6月支給割合の引上げ(1.250→1.2625)

2 常勤の職員に係る給料及び手当の状況

（5）期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の等級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300(1.200)	2.300(1.200)	4.600(2.400)	有	左のうち2.10月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.300(1.200)	2.350(1.250)	4.650(2.450)	有	左のうち2.125月分は勤勉手当

令和7年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和7年度飯田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,984,249千円	3,381千円	1,987,630千円
第1項 営業費用	1,882,342千円	3,381千円	1,885,723千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,111,357千円」を「1,113,089千円」に、減債積立金「138,149千円」を「139,881千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,575,480千円	1,732千円	2,577,212千円
第1項 建設改良費	2,091,656千円	1,732千円	2,093,388千円

第4条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	208,791千円	5,113千円	213,904千円

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

令和 7 年度 飯田市水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01		水道事業費用	1, 984, 249	3, 381	1, 987, 630	
	01	営業費用	1, 882, 342	3, 381	1, 885, 723	
	01	原水及び浄水費	456, 999	230	457, 229	
	02	配水及び給水費	247, 204	1, 765	248, 969	
	04	総係費	205, 140	1, 386	206, 526	

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01		水道事業資本的支出	2, 575, 480	1, 732	2, 577, 212	
	01	建設改良費	2, 091, 656	1, 732	2, 093, 388	
	04	事務費	69, 268	1, 732	71, 000	

令和7年度飯田市水道事業会計補正予算(第2号)予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	103,810	△ 3,378	100,432
引当金の増減	840	410	1,250
未収金の増減	△ 7,861	△ 3	△ 7,864
小計	986,539	△ 2,971	983,568
営業活動によるキャッシュ・フロー	893,790	△ 2,971	890,819
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 2,051,642	△ 1,732	△ 2,053,374
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,862,598	△ 1,732	△ 1,864,330
資金増減額	△ 104,194	△ 4,703	△ 108,897
資金期末残高	1,370,947	△ 4,703	1,366,244

令和7年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）給与費明細書

1 総括

(1) 常勤の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費			法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当		
補正後	損益勘定支弁職員		14	62,133	38,814	100,947	20,550 121,497
	資本勘定支弁職員		8	32,859	20,260	53,119	10,553 63,672
	合計		22	94,992	59,074	154,066	31,103 185,169
補正前	損益勘定支弁職員		14	60,386	37,465	97,851	20,265 118,116
	資本勘定支弁職員		8	31,834	19,672	51,506	10,434 61,940
	合計		22	92,220	57,137	149,357	30,699 180,056
比較	損益勘定支弁職員		0	1,747	1,349	3,096	285 3,381
	資本勘定支弁職員		0	1,025	588	1,613	119 1,732
	合計		0	2,772	1,937	4,709	404 5,113

手当の内訳	区分	通勤手当	期末手当	勤勉手当	賞与引当金繰入額
	補正後	1,224	18,566	15,314	9,222
	補正前	1,192	17,712	14,603	8,882
	比較	32	854	711	340

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	2,772	給与改定に伴う増加分	2,772 令和7年人事院勧告による改正 (平均改定率3.3%)	実質改定率3.07%
手当	1,937	給与改定に伴う増加分	1,937 令和7年人事院勧告による改正 (3)通勤手当 32 (6)期末手当 854 (7)勤勉手当 711 (8)賞与引当金繰入額 340	給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.250→1.275) 給与改定によるはね返り分及び 12月支給割合の引上げ (1.050→1.075) 給与改定によるはね返り分及び 次年度6月支給割合の引上げ (1.250→1.2625)

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(5) 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	左の内2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	左の内2.100月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	左の内2.125月分は勤勉手当

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第3号）案

第1条 令和7年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度飯田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額） 支 出	（計）
第1款 下水道事業費用	3,179,516千円	4,393千円	3,183,909千円
第1項 営業費用	2,871,185千円	4,393千円	2,875,578千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,266,102千円」を「1,267,161千円」に、減債積立金「505,691千円」を「506,750千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額） 支 出	（計）
第1款 資本的支出	2,780,782千円	1,059千円	2,781,841千円
第1項 建設改良費	986,726千円	1,059千円	987,785千円

第4条 予算第9条で定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	191,995千円	5,452千円	197,447千円

令和7年12月5日提出

飯田市長 佐藤 健

令和7年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	下水道事業費用		3,179,516	4,393	3,183,909	
	01 営業費用		2,871,185	4,393	2,875,578	
	01 管渠費		380,505	1,234	381,739	
	02 処理場費		716,414	923	717,337	
	04 普及促進費		24,461	673	25,134	
	05 排水設備費		31,746	564	32,310	
	06 総係費		139,619	999	140,618	

資本的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本的支出		2,780,782	1,059	2,781,841	
	01 建設改良費		986,726	1,059	987,785	
	02 公共下水道事業費(単独)		491,710	1,059	492,769	

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算(第3号)予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	357,861	△ 4,393	353,468
引当金の増減	268	454	722
小計	1,294,947	△ 3,939	1,291,008
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,088,799	△ 3,939	1,084,860
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 953,737	△ 1,059	△ 954,796
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,889	△ 1,059	2,830
資金増減額	△ 144,468	△ 4,998	△ 149,466
資金期末残高	490,822	△ 4,998	485,824

令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第3号）給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

(1) 常勤の職員

区分	職員数(人)		給与費			法定福利費	合計	
	特別職	一般職	報酬	給料	手当			
補正後	損益勘定支弁職員		18	76,087	44,733	120,820	24,577	145,397
	資本勘定支弁職員		5	17,223	9,636	26,859	5,390	32,249
	合計		23	93,310	54,369	147,679	29,967	177,646
補正前	損益勘定支弁職員		18	73,763	43,011	116,774	24,230	141,004
	資本勘定支弁職員		5	16,571	9,297	25,868	5,322	31,190
	合計		23	90,334	52,308	142,642	29,552	172,194
比較	損益勘定支弁職員		0	2,324	1,722	4,046	347	4,393
	資本勘定支弁職員		0	652	339	991	68	1,059
	合計		0	2,976	2,061	5,037	415	5,452

手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	賞与引当金線入額
	補正後	15,803	13,754	11,075
	補正前	14,916	12,959	10,696
	比較	887	795	379

(2) (1)に係る給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	2,976	給与改定に伴う増加分	2,976 令和7年人事院勧告による改定(平均改定率3.3%)	実質改定率3.28%
手当	2,061	給与改定に伴う増加分	2,061 令和7年人事院勧告による改定 (7) 期末手当 887 (8) 勤勉手当 795 (9) 賞与引当金線入額 379	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ (1.250→1.275) 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ (1.050→1.075) 給与改定によるはね返り分及び次年度6月支給割合の引上げ (1.250→1.2625)

2 常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

(5) 期末手当・勤勉手当 () 内は再任用職員の支給率

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月	12月			
補正後	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	左の内2.125月分は勤勉手当
補正前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	左の内2.100月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	左の内2.125月分は勤勉手当